

特許庁委託 産業財産権研究推進事業（研究者育成事業）
平成23年度 特別研究員 募集要項

応募希望者は所定の事前登録を必ず行ってください。

平成22年9月
財団法人知的財産研究所

■ 研究者育成事業の趣旨・目的

経済のグローバル化が急速に進展している今日において、国際的に調和のとれた産業財産権制度を創設することが求められています。そのためには、我が国と諸外国の産業財産権制度の研究を行い、国際的に調和した制度の在り方を明らかにするとともに、各国の産業財産権制度に精通した専門家を育成することが重要です。

このため、財団法人知的財産研究所では、特許庁の委託を受けた産業財産権研究推進事業の一環として、若手研究者を当研究所の特別研究員として1年間採用し、今後の産業財産権制度に関する政策立案の基礎となり得るテーマについて研究を行っていただくことにより、我が国の将来を担う産業財産権分野の研究者の育成を図り、あわせて、我が国における産業財産権制度の研究の推進・活性化の一助とすることを目的とする研究者育成事業を行います。

■ 研究テーマ

知的財産権のうち、特許庁が所管する産業財産権（特許、実用新案、意匠、商標）に関し、今後の産業財産権制度に関する政策立案の基礎となり得る研究テーマを設定してください。（なお、研究内容は、単なる情報収集であったり、本事業以外で行われている他の研究の部分を構成したりすることなく、独立した研究でなければなりません。また、他の研究者との共同研究は認められませんので、テーマの設定に当たっては留意してください。）

■ 応募資格

採用時（平成23年4月1日現在）に以下のすべての条件を満たす者（応募時に満たさない条件がある者は応募書類の該当箇所にその旨注記してください。）

- ① 日本国籍を有する者、又は外国籍については日本の在留資格「永住者」を有する者で、日本語が堪能な者
- ② 過去に特許庁産業財産権研究推進事業（研究者育成事業）の研究者として採用されたことのない者
- ③ 博士課程（後期）在籍又は修了（博士課程（後期）単位取得退学・学位未取得を含む）者又はこれと同等以上の研究能力を有すると認められる者で、設定されたテーマについて研究するために十分な産業財産権に関する知識を有し、当研究所での研究期間終了後も産業財産権分野での研究を志している者（採用時まで在籍証明書又は最終学歴・学位の証明書を提出できない場合は不採用となる場合があります。研究能力及び知識、並びに今後の進路に関する条件を

満足しているかは応募書類等に基づき審査手続において判断します。)

- ④ 平成23年4月1日～平成24年3月31日の1年間、他の常勤的職務に就く予定がなく、当研究所に勤務し、研究（及び付随業務）に専念できる者
- ⑤ 平成24年4月1日～6月29日の間、特許庁に納品する研究成果報告書の作成に協力できる者
- ⑥ 心身共に健全で、当研究所での研究活動に支障のない者
- ⑦ 研究計画に海外調査を含む場合は、海外派遣先における研究活動に支障のない語学力を有する者

■ 特別研究員採用予定人数

6名程度

■ 雇用期間

平成23年4月1日～平成24年3月31日の1年間（雇用契約に基づき、雇用期間中の途中退職は認められません。）

■ 研究者の身分

当研究所嘱託研究員（特別研究員）

■ 勤務地

当研究所（東京都千代田区神田錦町三丁目11番地）

■ 勤務日及び勤務時間等

勤務日：土曜・日曜日、国民の祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く日

勤務時間：午前9時30分～午後5時45分（休憩時間：午後0時30分～1時15分）

年次有給休暇：雇用期間内に10日

■ 待遇等

- ① 国家公務員俸給表を基準とし、経歴等を加味した給与（扶養手当・通勤手当を含む。なお、住居手当は支給されません。）を支給します。
- ② 社会保険（健康保険・厚生年金・年金基金・労災保険・雇用保険・介護保険）に加入していただきます。
- ③ 年1回の健康診断を実施します。
- ④ 雇用期間中、当研究所以外から当該研究活動に関する資金援助を受けることはできません。現在奨学金等の資金を得ている又は今後得る予定のある場合は、採用中は当該資金を辞退してください。
- ⑤ 雇用期間中、当研究所の許可を受けずにこの事業以外からの収入を伴う業務に就くことはできませんが、大学の非常勤講師、他の研究機関のリサーチ・アシスタント等への着任を希望す

る場合は、その詳細を事前に知らせてください。この事業における研究活動への支障の有無等、その職務内容を検討の上、その可否を判断します。なお、当該業務に従事する間は休暇扱いとなります。

■ 研究環境

- ① 当研究所内に研究員の専用スペースを設け、デスクトップPC（OS：マイクロソフト・ウィンドウズXP、アプリケーション：マイクロソフト・オフィス2007（ワード、エクセル、パワーポイント）、電子メールソフト等、及びインターネット接続環境）、及び5段スチール本棚1台程度を備える予定です。また、その他、研究に必要なソフトウェア等は、この事業の予算上及び契約上可能な範囲で当研究所が準備できる場合もありますが、希望にそえない場合もあります。
- ② 当研究所は図書館を併設しています。蔵書は当研究所ウェブサイトを確認できます。
<http://www.iip.or.jp/library/index.html>
また、研究上必要な資料（書籍、雑誌、国内外商用データベース等）は、この事業の予算上及び契約上可能な範囲で当研究所が確保できる場合もありますが、希望にそえない場合もあります。

■ 職務内容

- ① 応募時の研究計画書に記載された研究テーマ及び研究計画を参考に、採用内定後に設定する研究テーマ及び研究計画に従って、当研究所において研究に専念すること。
- ② 研究テーマに応じて選定される指導官から月1回の面談を通じて指導を受けること。（その都度、面談記録を提出していただきます。）なお、指導官は、採用内定後に研究テーマとの関係を踏まえて選定しますので、特定の専門家に事前に正式な依頼をしないようにしてください。
- ③ 研究上の必要に応じて、研究機関や研究者・専門家等を訪問し、学会・研究会・講演会等に参加すること。（そのための参加費用及び旅費等は当研究所の規定により支給しますので、その都度、申請書及び報告書を提出していただきます。）
- ④ 研究上の必要に応じて、2か月以内の海外調査（フィールド・リサーチ、資料収集、学会出席等）を行うこと。（そのための出張旅費等は当研究所の規定により支給しますので、海外調査計画書・報告書等を提出し、また、海外調査中は、当研究所が2週に1回以上行う固定電話による連絡に対して進捗を報告していただきます。）なお、海外調査は、研究テーマについて行うものであって、海外教育機関等への学生としての留学や、研究と関係のない活動はできません。また、雇用期間中の非常勤講師等への着任を希望する者は、海外調査を優先的に行うための調整が可能であることを事前に確認しておいてください。
- ⑤ 当研究所所内において、必要に応じて、定期的に研究の進捗を報告すること。
- ⑥ 研究日誌、月次報告書等を提出すること。
- ⑦ 当研究所の定める中間報告会及び研究成果報告会において研究成果の中間報告及び最終成果報告を行うこと。（発表はパワーポイント等を用いる予定です。）
- ⑧ 雇用期間終了時に指導官の査読を受けた研究成果報告書原稿を当研究所に提出すること。（原

稿はマイクロソフト・ワード2003又は2007で提出していただきます。)

なお、雇用期間終了後、平成24年4月1日～6月29日の間、特許庁に納品する研究成果報告書の作成（報告書の校正、要約の英訳チェック等）に協力していただきます。（平成24年6月29日までに特許庁に納品します。）

提出された研究成果報告書原稿の著作権は当研究所に帰属し（研究成果報告書の著作権は、納品後、特許庁に帰属します。）、執筆者は、著作者人格権を行使しないものとしますが、この事業の報告書からの引用である旨付記することを条件に、執筆部分に限り、報告書の内容を、複製、翻訳、翻案等の形で利用することができます。

⑨ その他、詳細は雇用契約及びハンドブックにて取り決めます。

■ 募集期間

平成22年9月21日（火）～平成22年11月19日（金）（必着）

■ 応募手続

応募希望者は、応募書類を作成する前に、当研究所ウェブサイトより、「応募希望者事前登録」画面に必要な事項を入力の上、事前登録をしてください。

募集担当者が、事前登録された内容を確認し、応募希望者に応募可否の連絡をします。応募可能な連絡を受けた方は、下記応募書類一式を郵送又は持参により下記応募先に提出してください。事前登録のない応募書類、事前登録情報と応募書類の記載が一致しない場合、また、応募書類に虚偽の記載があることが判明した場合は、応募が無効となる場合があります。提出された応募書類一式は返却しません。

提出された応募書類に不明な点がある場合は、募集担当者より電子メール等により問い合わせ又は補充を依頼することがありますが、それに対して指定の期日までに速やかな回答又は補充が行われない場合は、応答する意思が無いものと判断しますので、注意してください。

■ 応募書類

所定の申請書（写真貼付）、履歴書、発表論文等研究実績書、研究計画書、連絡先、論文写し、推薦書を各1部提出してください。所定の様式がある書類は、必ずその様式を使用し、各様式に示された注記事項を参照の上記入してください。記入に際して不明な点は必ず事前に問い合わせてください。

研究計画書の内容は、審査する者がその研究分野の専門家でなくても理解できる記述とし、必要に応じて用語解説等を加えてください。

推薦書は、現在又は過去の研究指導者又は上司等を推薦者とし、必ず推薦者により記入・封かん・封印の上、他の応募書類と一緒に提出してください。

応募書類の様式は当研究所のホームページ <http://www.iip.or.jp/>よりダウンロードできます。また、電子データ（マイクロソフト・ワード2003又は2007）を希望する場合は、fellow11@iip.or.jpあてに申し込んでください。

■ 選定方法

当研究所内に設置する選定委員会にて、書類審査及び面接審査を行った上で、採用内定者を決定します。面接審査の日時は未定ですが、面接審査を受けていただく方には日時が決まり次第連絡します。なお、面接審査のための旅費は支給しません。

選定の主な観点：

- ・経歴及び研究業績が研究計画を遂行するに十分な知識及び研究能力を示していると認められること。
- ・今後の進路が産業財産権分野の研究者を志していると認められること。
- ・研究計画が、具体性を有し、産業財産権制度の政策立案の基礎に資する研究であると認められること。
- ・研究上の必要に応じて海外調査が積極的に計画されていると認められること。（海外調査は、研究上の必要から行われるもので、必須ではありませんが、この事業の趣旨に照らして、海外調査を研究計画に含めることを奨励しています。）
- ・その他、応募資格を満たしていること。

■ 採用内定通知

平成22年12月（予定）

■ 個人情報の取扱い

事前登録及び応募書類（様式1-1ないし4-2）に含まれる個人情報については、当研究所の「個人情報の保護管理に関する規程」に基づき厳重に管理し、この事業の遂行（及び希望者には当研究所の事業案内等）のためにのみ使用し、それ以外の目的には使用しません。（なお、応募書類に含まれる情報は委託元である特許庁に提出する場合があります。）

中間報告会及び研究成果報告会並びに研究成果報告書において、特別研究員の氏名及び経歴等が公表されます。

■ 雇用期間終了後の進路・研究活動調査について

事業の趣旨から、特別研究員としての雇用期間終了後も、その後の進路・研究活動等について調査を行います。

■ 応募先（問い合わせ、連絡先）

財団法人知的財産研究所 特別研究員募集係

〒101-0054 東京都千代田区神田錦町三丁目11番地 精興竹橋共同ビル5階

E-mail : fellow11@iip.or.jp TEL : 03-5281-5672 FAX : 03-5281-5676

* 応募の際は、封筒の表側に「特別研究員応募書類一式在中」と記載してください。